

横浜家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成26年12月2日(火) 午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

横浜家庭裁判所大会議室(本館5階)

第3 出席者

(委員)五十音順, 敬称略

延命政之, 押川渉, 小野明男, 亀井観一郎, 草野真人, 小村陽子, 中田和之, 仁平正夫, 野地郁年, 前澤康彦, 三村圭美, 山川伸二, 山本真実, 綿引万里子

(事務担当者)

首席家庭裁判所調査官, 家事首席書記官, 少年首席書記官, 事務局長, 総務課長, 総務課課長補佐

(オブザーバー)

太田伊早子弁護士, 金子祐子弁護士, 少年次席書記官, 少年総括主任家庭裁判所調査官

第4 テーマ

横浜家庭裁判所における教育的措置～再非行防止に向けて～

第5 議事(以下, ◎委員長, ○委員, ●裁判所委員, ◆オブザーバー及び事務担当者)

1 委員長選任

横浜家庭裁判所長綿引万里子委員が委員長に選任された。

2 首席家庭裁判所調査官から, テーマの趣旨等について, 次のとおり説明

全国の家庭裁判所で受理した少年事件の数は, 平成15年が約27万件であったのに対し, 平成25年は約12万1000件となっており, 大幅に減少した。同様の傾向は, 横浜家庭裁判所においても認められ, 平成15年が約1万6600件であったのに対し, 平成25年は約8500件と大幅に減少した。

しかし, 少年は, 時に世間の耳目を集める重大な事件を起こし, 非行の低年齢化も進んでいる。そして, 最近では, 少年の再犯者率が年々上昇していることについても社会から危機感が示されるようになっている。

平成26年2月に発表された警察庁の少年非行情勢によると, 平成25年の再犯者数は1万9345人と前年より減少したものの, 再犯者率は34.3%と, 統計のある昭和47年以降で最も高くなっている。つまり, 少年非行は, 数は減っているがリピーターが増えているという状況にある。

家庭裁判所は, 少年審判手続を通して非行の原因や背景を探り, 再非行防止を目指して処遇選択を行い, 保護観察所, 児童自立支援施設, 少年院等の執行機関に引き継いで教育や指導をお願いしているが, 少年審判手続の過程においても, 直接少年に教

育的な働き掛けを行い、再非行の防止を実現しようと努めている。

家庭裁判所が行う教育的措置は、再非行防止のための方策の一つの柱になっており、その内容をより一層充実させていく必要がある。そこで、この教育的措置について、家庭裁判所が具体的にどのようなことをしているのか、最近取り組みを始めた教育的措置を中心に説明し、少年の再非行防止に向けて今後さらに工夫すべき点がないか、皆様から様々な角度からご意見をいただきたい。

- 3 少年次席書記官から、少年審判手続等について、説明がされ、続いて、少年総括主任家庭裁判所調査官から、家庭裁判所における教育的措置等について、説明があった。

4 質疑応答

○ 教育的措置の「プロサッカーチームのボランティア」に参加した少年は、何人いるのか。

◆ 正確な数字ではないが、4人ぐらいである。半日、試合の日程によっては夜の時間帯までかかることを考慮し、18歳以上の少年を対象にしている。

○ 教育的措置の期間や回数について基準はあるのか。

◆ 裁判所に事件係属中に行う。処分保留中の試験観察で少年の経過を見る期間＝平均三、四か月の間に裁判官の指示を得て参加させる。少年に対してどのような措置が必要かとの観点から経験させている。あらかじめ期間や回数は決めておらず、少年ごとに内容、回数を考えている。実態として講習や清掃活動は1回である。

○ 種々の社会奉仕活動について、受入れ団体や施設とどのように調整しているのか。

◆ 地区の規模の大きな公園の清掃活動は「少年友の会」の協力を得て裁判所職員が主で行う。老人福祉施設等外部機関が関連するものは、実績のあるところに依頼し調整している。

- 5 オブザーバー弁護士から、少年事件における付添人の活動・役割に関して、①少年をえん罪から守ること、②少年の意見・考えを裁判所へ伝えること、③少年の環境を調整すること、④被害者対応を行うことの説明があり、これらの活動を通じた教育的措置の必要性について説明がされ、次のとおり質疑応答があった。

○ 付添人の活動は、弁護士の仕事としてやっているのか、ボランティアとしてやっているのか。

◆ 付添人弁護士として法的に活動するのは審判終了までである。それ以降は事実上の活動であり、ボランティアで少年院等に訪問したりしている。

6 意見交換

◎ 裁判所の行っている教育的措置は、基本的に審判不開始の決定をする、審判をして保護処分を決めるまでの間に行われるもので、それに対して、付添人弁護士の活動は、広く審判後にも関わって、審判後に向けた環境調整などにも努力されていることが理解いただけたと思う。

横浜家庭裁判所が行っている教育的措置について、意見、感想をいただきたい。

○ 県社会福祉協議会は福祉関係の団体を会員にして、保護司が約1800人、民生委員が約1万1000人が登録しており、交流している。

子どもの非行問題の背景には生活困窮や世帯が孤立し易いなど多くの問題を抱えているため、専門職である弁護士、地域の保護司や民生委員が継続して見守る、相談に

乗る等の関わりを持つことが、再非行防止のポイントになると思う。

弁護士として民生委員や保護司へ期待されることがあれば伺いたい。

- ◆ 現状では保護観察所、保護司、民生委員らと連携が取れておらず、どのような方法で連携できるかが弁護士会の課題となっている。

成人するまで、あるいは成人してもしばらく見守ることが良いと考えるが、事件が終局してしばらくすると少年から連絡が来なくなる。その後には再非行をしてから連絡がくることがある。

今後、具体的なケースで民生委員や保護司が弁護士と連携したいと思われた場合には、その少年が付添人弁護士の名前を覚えていれば直接その弁護士に連絡いただく、分からない時は弁護士会に連絡をいただくと良い。ケースによるが、地域と弁護士会で連携していきたいと思っている。

- ◎ 裁判所が地域と連携することは、少年のプライバシーの問題で難しいのか。

- ◆ 事件処理内の連携として、学校、雇用主、保護観察官と情報を交換することはあるが、事件終局までである。

しかし、ケースワーク的に誰と誰が連携すればこの少年の立ち直りに有効に機能するかとの視点で審判手続を進めることは可能と考える。

- 自治体の福祉ネットワークの中に児童福祉法で定められた「要保護児童地域対策協議会」がある。児童が対象のため18歳未満が基本だが、20歳までであれば協議会に連絡いただくと、少年の帰住地域での見守りを引き受けてもらえると思う。

保護司、弁護士会と連携し具体的に民生委員に対応してもらうことはあり得ると思う。

- ◆ 今後、必要と思われる場合には、相談させていただく方向で事件処理を進めたい。
- 保護観察処分になり保護観察所が関わるようになると、処分前まで関わってきた児童相談所のケースワーカーが関与しなくなるケースがあり、法務省、厚労省の管轄の問題を感じていた。これからは少年の立ち直りに効果的な人が関わっていけるようになると良いと思う。
- 少年事件の再犯者率は、犯罪白書のとおり高く、再犯防止は国家目標にもなっている。

検察庁も努力しているが、他の組織の管轄に属してしまうと、少年に手が届かなくなるという壁を感じていた。その壁に風穴を開けるため更なる努力が必要であると感じた。

目標は同じなので、お互いの考えや活動内容の情報を交換し合うことが第一歩と思う。縦割りには限界があり、組織の壁を越えて連携していけるようになればと思う。

- 児童自立支援施設で子どもたちと関わっている。

施設の中で、内省力が弱い、周囲に影響されやすい子どもが逸脱行為を繰り返し起こす。子どもの自己統制力をどのようにして強化していくかが課題だと思う。

また、卒園後に子どもが地域に戻ってうまくいかない背景には、家族関係がうまくいっていないことが多い。入園中に親子関係調整プログラムを行っているが、親が子どもをきちんと理解できない、価値観を変えられないため、入園前と同じ生活環境が繰り返されてしまうことが原因と思う。

そこで、裁判所で行われている教育的措置だけでは効果が期待できない子どもについては別の対応を考える、また、その親へのアプローチをセットで行うことに力を入れていく観点が必要と思う。

また、当施設に入園してくる少年については、先述の観点から親に対する思い、親子の関係性を丁寧に調査され、その情報を引き継いでいただき連携することで、関わりを継続すると効果的ではないかと思う。

◎ 保護者会等はどうに行われているのか。

- ◆ 保護者会の参加者は、子育てに悩んでいる方、子どもが非行をして困っている方が多い。内容は、親業のインストラクターを講師とし、子どもとのコミュニケーション方法や指導の在り方をグループワーク形式で体験するもので、参加した保護者には好評である

家庭裁判所調査官の調査の中で、監護力が弱い保護者に会の案内をするが、最終的な参加は本人に決めてもらうため、保護者へのアプローチとしては弱いところがある。

◎ 審判を担当して、家庭の監護能力がもう少し強くなればと思う案件が多い。家庭の力を強くできる方策はないか。

- 現在、発達障害の子どもが増え1割を超えている。座っているだけで苦痛と感じて小学1年生から授業についていけない子もいる。そうした子どもは幼児期から父母とうまくいかないことも多く、寂しくて自己を肯定できない。そのまま成長し中学校で荒れて行動がエスカレートし、非行を繰り返し、ますます社会から偏見の目で見られて孤立する。

また、社会の所得階層がはっきり分かれば格差が広がり、親は貧困で子どもに手が回らないこともある。

社会全体の力を集結して、幼少期の段階から保護者を支援する、学校現場と連携して、子どもにきちんと教育を受けさせることが必要と思う。

◎ ある日4件の審判を行ったが、4人とも発達障害で驚いた。発達障害の問題について、感想や意見をいただきたい。

- ADHDやLDの子どもは増えている。

早期に児童相談所に関わってもらい親のフォローと子どものフォローが必要であると思う。

子どもに薬を処方すると座っていられるとか落ち着いて周りの状況が判断できるようになったという効果が得られているので、児童相談所を通じて早めに医療機関に相談されることが大切と思う。

◎ 学校からドロップアウトする子どもたちを非行から守るために、学校との連携について、意見をいただきたい。

- 一つめは、発達障害の子どもについて、今教育現場では、「インクルージョン」とか「ノーマライゼーション」=健常の子どもたちの中に取り入れて、その状況の中で教育していこうということが流れになっている。

障害という言い方ではなく、その子どもの特性として理解していく、まず支えている大人が理解して、暴れないよう、逸脱した形にならないよう配慮して、一緒に生活していくことを目標に頑張っているが、現実的には難しい問題であり、保護者の理解

と協力が不可欠と思う。

また、保護者と同じくらい学校生活の時間を一緒に過ごす教育現場の先生が、少年審判において教育的措置が行われていることを知らない。付添人弁護士がついて活動していることもほとんど知られていない。これは、学校としてその子どもに関わっていく上でマイナスであると思う。今後は、周知し、情報を共有できるよう連携していきたいと思う。

二つめは、どのように見守りを継続していくかについて、子供たちが少年院や鑑別所に行く時に、社会で許されないことは学校でも許されないという姿勢を貫くことは重要だが、その子は必ず学校に戻ってくるという事実を教員は忘れてはならず、子どもが学校に戻ってきたときに学校が変わっていないと、また同じ形になってしまうと思う。

そのため、鑑別所や少年院に行っている間に学校として何ができるか、保護者と何をやりとりしたらよいかということを実際に考える必要がある。

地域との連携、児童相談所、保護者らと連携して見守り続けていく態勢をつくるときの学校の役割は大きいと実感した。

今回思ったことを少しでも学校の先生に伝えることで、子どもたちが裁判所に係属したときにより効果が上がるよう努めていきたい。

- 十数年前は少年の付添人として積極的に活動していた。少年の内省力が高まり変化成長していくことが楽しかった。

活動の中で親と先生を対象とすることもあった。

親が自分の子がなぜ非行を起こしたのか分からないときには、何が問題なのかを理解してもらい、内省して、どうすればいいのか親自身で答えを出してもらうよう働きかけた。

それに対して、学校は人ごとのように少年に関わっていて、中にはうちの学校からいなくなしてほしいと発言した人もいた。少年が帰る場所がない状況は避けたいため、付添人から、こういう問題があって、少年は必ず学校に戻ってくる、そのためにどうしたらいいかという話をした。

子どもの内省力を高めるためには、みんなで一緒に考えていく必要がある。親と学校の先生と地域の方と家庭裁判所調査官も入って、ケース会議のようなものを開き、この子のために何が必要なのか、何を变える必要があるのか議論することが重要であると思う。そのために付添人はコーディネーターとして、それぞれの人に「状況を変えていきませんか。」とアプローチしていくと良い。

教育的措置についても、1対1ではなく関係者が集まって、まず子どものために何ができるのかを考えてから、それぞれ教育的措置を行うことによって子どもの内省力を高め変えていく、そんな仕組みづくりが必要だと感じた。

- 再犯者率34.3%を下げるためにはどうしたら良いか。調査・審判の過程における教育的措置という工夫を行って、なおこの再犯者率であるならば、調査・審判後も継続して何か関わる方法はないかと考えた。

保護処分決定後の裁判所の関わりとして動向調査や視察ができるのではないか。保護観察所や少年院と連携し、審判半年後ぐらいに担当裁判官や調査官が少年院に出向

いて、少年の話聞き、立ち直りに向けた働きかけが十分に行うことができれば、再犯率は下がるのではと思う。実際の状況を伺いたい。

◎ 最近の少年院に対する動向調査は、どの程度あるのか。

◆ 正確な件数は把握していないが、動向視察は積極的に行うこととし、機会あるごとに行くように働きかけている。少年院、最近では児童自立支援施設にも行った。

保護観察中の少年に対する動向視察の事例は認知していない。保護観察所から担当調査官に電話があり、その中で裁判所が少年の状況を聞き、保護観察所から裁判所に関わってもらえる道筋はないかとの相談を受けることはある。

◎ 裁判所が行う教育的措置もいろいろと工夫している。紹介したプロサッカーチームのボランティア活動は独創的な措置と思うが、他にもこんなことやってみたらどうだろうという意見があれば、伺いたい。

○ 限られた時間で裁判所が取り組んでいる教育的措置の中で、集団型の社会奉仕活動に手応えを感じているという話に注目した。

子どもの非行内容によって求められる奉仕活動の要素がいろいろあると思う。その要素として先ほどの意見にあった親へのアプローチを含めた活動がより効果的ではないかと思う。

これまで裁判所が取り組まれた中で手応えを感じている別な事例、あるいはこのような要素を持った活動を求めているということがあれば、伺いたい。その上で、地域とのネットワーク、関係作りを行っている立場から、今後アイデアを提案していけると思う。

◆ どういう教育的措置がどういう対象者に効果的なのかを検証するために、プロジェクトを立ち上げて、効果検証を行い、教育的措置の種類を整理し、バリエーションを増やすことを検討しようと考えている。

保護者との関係では、内容よりも、少年と保護者を一緒に活動をさせることから得るものが大きいと感じている。

管内のある支部の例だが、筆の会＝少年と保護者に書道と一緒にさせるものがある。自由に課題を与えて、書く言葉選びから少年と保護者が相談して決めさせる。それを半紙に書いて、うまく書けたとか書けなかったとか振り返る。少年と保護者が共同で何かをすることでの効果は大きい。

保護者を絡めた措置としてどういったものがあるのか、これからいろいろな方の協力をいただきながら考えていきたい。

○ 最高裁判所のリーフレット「少年たちにあなたの力を」において、農業をしている方が補導委託された少年と丁寧に関わって、その少年が今造園会社社長になったとの記事を見て、また、付添人弁護士の活動を聞いて、人が立ち直るには、社会の中の人々の気持ちに触れて癒されることが、重いマイナス部分を背負っている少年には必要であると感じた。補導委託を知らない先生、保護者、一般市民に是非この制度を周知いただきたい。

そうした情報をもっと発信されれば、地域とのつながりやアイデアも出てくると思う。

◎ 裁判所だけでやることに限界があると日々感じていた。みなさんの意見を伺い、社

会との連携をもっと図らなければならないと感じた。

裁判所としても，教育的措置について子どもだけに目を向けるのではなく，学校現場や親との関係にもっと関わっていかなければならないと思う。

第6 次回テーマについて

子の監護をめぐる調停事件の動向と今後の課題

第7 次回期日について

平成27年6月2日（火）午後1時30分より
横浜家庭裁判所大会議室（本館5階）